

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催要領（隠岐島猟友会飯山射撃場）

（技能講習）

1 開催日時、区分

開催月日	時間	種別
令和7年（2025年）		
6月14日（土）	9:00～13:00	スキート射撃
6月21日（土）	同上	同上
9月6日（土）	同上	同上
9月13日（土）	同上	同上
9月20日（土）	同上	同上

2 受講場所

隠岐島猟友会飯山射撃場

隠岐郡隠岐の島町岬町飯の山1番2の内

連絡先 08512-2-6345

3 受講区分

- スキート射撃（クマガヤツホール上方を通過するように発射されるもの）

受講可能人数 4名

使用銃種 散弾銃

使用可能実包 9号（12番）以下

4 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて散弾銃（特定ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えず、かつ、5分の1以上であるもの。）のうち散弾銃身を有するものを含む。）を所持している者。

5 講習科目

- (1) 散弾銃の操作
- (2) 散弾銃の射撃

6 受講手続

受講者は「技能講習受講申込書」を開催日の1ヶ月前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料14,000円（島根県収入証紙）を手数料納付

書により納入すること。

※受講申込み後は、申込書、手数料は返還しない。

7 携行品

- (1) 受講銃砲（予備銃の持ち込み可）
- (2) 適合実包
- (3) 猟銃用火薬類等譲受許可証（射場で実包等を譲受する場合）
- (4) 技能講習通知書

8 技能講習修了証明書の交付

教習射撃場からの実施結果の通知を受け、技能講習の修了を認定し、後日、警察署を通じて技能講習修了証明書を交付する。